議　　題

防災関係部課長会議

議題１　洪水浸水想定区域内等に立地する公共施設の指定緊急避難場所の指定について（岡崎市提出）

【要旨】岡崎市は、想定最大規模（Ｌ２）の洪水浸水想定区域内及び浸水予想図の浸水域内、土砂災害警戒区域内の公共施設を、洪水、崖崩れ等の指定緊急避難場所として指定していません。

地域住民から、ハザード内であっても公共施設は指定緊急避難場所として開設して欲しいという要望を受けてきましたが、「想定外」を許されない行政としては開設できませんと回答してきました。

しかし、内閣府の「水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和３年５月）」には、浸水想定区域内での避難や、浸水しない屋内に留まることを行う方が、長距離の立退き避難よりもリスクが少ない場合も想定されるなど、と示されています。

域外避難を基本としながらも、域内避難について検討したいため、次の事項について、各市の運用状況や考えをご教示ください。

（１）洪水浸水想定区域内、浸水予想図の浸水域内、土砂災害警戒区域内の公共施設を、洪水、崖崩れ等の指定緊急避難場所として指定していますか？

（※以下、（１）で「指定している」とした場合、回答をお願いします）

（２）指定緊急避難場所として指定する判断基準は、どの程度の想定レベルでしょうか？

（３）もし開設しているとしたら、住民避難後、さらに予想を上回る被害が想定されるときには、どのような措置（避難先の変更に伴う移送など）を考えていますか？

議題２　災害対応における市外職員の配置について（春日井市提出）

【要旨】本市において、市外在住の職員が増加傾向にあるとともに、職員数の減少により、災害発生時に迅速な災害対策本部体制の整備や、ＢＣＰの観点から業務継続性の確保が課題となっております。

つきましては、災害対策本部整備やＢＣＰ策定にあたり、市外職員に係る次の事項について、各市の考え方や運用状況をご教示ください。

（１）職員の適正配置について

（２）市外職員の迅速な参集に資する対策について

議題３　災害対策本部のレイアウトと報道関係機関への対応について（蒲郡市提出）

【要旨】本市の災害対策本部は、災害対策本部員会議を行う場としての本部員席と、各課からの報告や市民からの通報を受ける本部事務局席を同室としている。本市の課題として、報道関係機関が取材に来た際の対応に関して取り決めがないため、広域災害ではない局所的な災害時に報道関係機関が殺到した場合、マスコミ対応が困難になる可能性がある。本市の災害対策本部レイアウトの見直しを行うにあたって、貴市の災害対策本部レイアウト及び災害対策本部の傍聴やぶら下がり会見等の対応について、ご教示願いたい。

（１）災害対策本部（情報収集・集約する部屋を想定）の内部に本部員会議席を設けているか。

（参考に、貴市の本部レイアウト図をご提供願いたい。）

（２）マスコミ対応について

１．災害対策本部内にマスコミが入れるエリアを定めているか。

２．ぶら下がり会見の場所を定めているか。

３．災害対策本部員会議の傍聴について定めているか。

４．その他、マスコミ対応について何か取り決めがあればご教示ください。

（１～３のいずれかに「定めている」と回答した場合は、それらについて記載されている資料をご提供願いたい。）

（３）災害対策本部運用についてマニュアル等を作成しているか。

（「作成している」と回答した場合、参考に貴市のマニュアル等をご提供願いたい。）

議題４　市民に支給した土のう（川砂入り）の処分方法について（江南市提出）

【要旨】江南市では、希望する市民に対し上限 20 個として無償で土のう（川砂入り）及び土のう袋を支給している。土のうを配付する際、市への返却や処分の依頼は受けられないことを伝えている。また古くなった土のうを入れるために新しい土のう袋を支給できることも案内している。

現状、市民から使い古された土のうの処分に関する問合せがあった場合、業者に回収を依頼することや庭などがある市民には土のうの中身をそこへ撒くことを提案している。

しかし、中身の川砂が汚水等により汚染していることも考えられること及び川砂自体が一般廃棄物ではなく、自然物であるため明確な処分の方法をお伝えできない点で対応に苦慮している。

つきましては、市民からの使い古された土のうの処分に関する問合せや依頼があった際に、各市ではどのような対応をしているか、ご教示ください。

議題５　避難所開設要員や交通規制要員とする管理職職員に対する対応について（江南市提出）

【要旨】江南市では、各避難所の開設要員として、職員を任命しているが、現在、任命できる職員数の不足や体調不良等の問題により避難所の開設要員や交通規制要員として一部管理職の職員を任命している避難所がある。

実際に避難所を開設する場合や交通規制をするにあたり、管理職に対し、週休日等や午前０時以降の勤務であれば特別勤務手当を支給できるが、早期に避難所を開設する場合や交通規制要員は、管理職手当内の対応として、避難所運営や交通規制により発生した時間外勤務に対する手当を支給できない状況である。

つきましては、各市の運用について参考にさせていただきたいため、次の事項についてご教示ください。

（１）管理職の職員を避難所の要員や交通規制要員としているか。
（※以下、「している」の場合、回答をお願いします）

（２）時間外手当等の支給があるか、また、ある場合に、手当の名称及び支給の条件はどのようなものか。

議題６　避難所におけるペットの同行について（江南市・尾張旭市提出）

【要旨】

江南市では、現在ペット避難所の指定はなく、避難時にペットと避難所まで安全に避難する同行避難は認めているが、避難所でペットと一緒に生活を行う同伴避難は認めていない。しかしながら、たびたび市民の方や議会でも設置について要望がある。

尾張旭市では、発災後、避難者がペットとともに避難所へ避難してきた場合は、屋外のひさしがある所やテント等にペットのスペースを設け、ケージで生活することになると市民に説明しているが、受入マニュアル等が整備されておらず、対応に苦慮している。

以上のことから、避難所へのペット同行について、各市の運用等について、ご教示ください。

（１）ペット避難所を設置しているか。

（２）設置している場合、選定基準、ペット避難所の設置数、規模、運営方法はどのようになっているか。

設置していない場合、ペットと同行避難された避難者とペットに対してどのように対応しているか。

（３）避難所におけるペットの受入方法等を定めたマニュアルの有無

（４）ペットの避難に際し、実施している取組はあるか。（協定等含む）